

令和3年6月18日

保護者の皆様

養父市立大屋中学校  
校長 中村 雅志

### 緊急事態宣言の解除に伴う教育活動等の実施について

兵庫県は緊急事態宣言が解除されました。

つきましては、これに伴い、下記のとおり対応する旨、養父市教育委員会を通じて通知がありましたのでお知らせします。

まだまだ予断を許さない状況を自覚し、今後も「学校に持ち込まない、学校に広げない」を基本に、感染拡大防止対策を徹底した上で、学校教育を行ってまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 登校に際して

- ・児童生徒の健康観察を今までどおり徹底し、同居家族に発熱等の症状やPCR検査を受けている場合も登校を控えてください。出席停止期間中は、学習支援に配慮致します。

#### 2 登下校について

- ・登下校時（交通機関内を含め）のマスク着用とマスクをはずしての会話は行わないように指導します。

#### 2 教育活動について

- ・毎日の検温と手洗いを徹底します。
- ・感染リスクの高い活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底します。
- ・教室等では、可能な限りの間隔を確保し、換気・消毒を実施します。また、適切な温度管理を行い、熱中症対策も徹底します。
- ・給食など食事をする時は、飛沫に影響が出ない席配置を行い、会話を行わないように指導します。
- ・生徒の不要不急の外出の自粛をお願い致します。

#### 3 部活動

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、県内（まん延防止等重点措置区域を除く）のみ部活動（練習試合を含む）を行います。
- ・活動時間は平日（4日）2時間以内、土日のいずれか1日3時間以内で行います。

#### 4 心のケアについて

きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握して、心身の健康に適切に対応していきます。気になることがございましたら学校にご相談ください。